

第七十条 第二項	減額	口数の減少
第七十条 第三項第 一号	減額及び増額	口数の減少及び 増加
	金額	口数
第七十条 第三項第 二号	減額	口数の減少
第七十条 第三項第 三号及び 第四号	増額	口数の増加
第七十条 第四項第 一号	の金額	の口数
	振替金額	振替口数
	減額	減少
第七十条 第四項第 三号及び 第四号	振替金額	振替口数
	増額	増加
第七十条 第五項第 一号	振替金額	振替口数
	減額	減少
第七十条 第五項第	振替金額	振替口数

三号及び 第四号並 びに第七 項	増額	増加
	第七十条 の二第二 項	通知又は振替の申請
第七十条 の二第二 項	合併	信託の併合
	会社	信託
	株式	受益権
	株主名簿	受益権原簿（投 資信託及び投資 法人に関する法 律第六条第七項 において読み替 えて準用する信 託法第八十六 条に規定する受 益権原簿をい う。以下同 じ。）
	当該通知又は当該振替の申請	当該通知
	第七十一 条第一項 及び第二 項	減額
第七十一 条第三項	減額	口数の減少
	金額	口数

第七十一条第四項第一号及び第五項第一号	金額	口数
	減額	減少
第七十一条第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は
	償還をするのと	償還又は解約をするのと
	当該償還	当該償還又は解約
	金額と同額	口数と同口数
第七十三条	利息	収益の分配金
	金額の増額	口数の増加
第七十四条	金額の増額	口数の増加
第七十七条	増額の記載又は記録を	口数の増加の記載又は記録を
	当該増額	当該増加
第七十八条第一項	総額が	総口数が
	発行総額（償還済みの額	総発行口数（償還済み又は解約済みの口数

	合計額	合計口数
	発行総額を	総発行口数を
	超過額	超過口数
	控除した額	控除した口数
	金額	口数
第七十八条第二項	金額	口数
	増額又は減額	口数の増加又は減少
第七十九条第一項	合計額	合計口数
	金額	口数
	超過額	超過口数
	控除した額	控除した口数
	相当する額	相当する口数
第七十九条第二項	金額	口数
	増額又は減額	口数の増加又は減少
第七十九条第三項	超過額	超過口数
	額の	口数の
第七十九条第四項第二号	金額	口数

第七十九条第五項第一号	金額の減額	口数の減少
第七十九条第五項第二号	金額の増額	口数の増加
第八十条第一項	金額	口数
	総額	総口数
	超過額	超過口数
	係る額	係る口数
	控除した額	控除した口数
	乗じた額	乗じた口数
	この条及び第八十五条	この条
	振替機関分制限額	振替機関分制限口数
	元本の償還及び利息	償還、解約及び収益の分配金
	口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限口数
	合計額	合計口数
第八十条第二項第一号	振替機関分制限額	振替機関分制限口数
	元本の償還及び利息	償還、解約及び収益の分配金

第八十一条第一項	金額	口数
	総額	総口数
	超過額	超過口数
	係る額	係る口数
	控除した額	控除した口数
	乗じた額	乗じた口数
	この条及び第八十五条	この条
	口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限口数
	元本の償還及び利息	償還、解約及び収益の分配金
	合計額	合計口数
第八十一条第二項第一号	口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限口数
	元本の償還及び利息	償還、解約及び収益の分配金
第八十二条	金額	口数
	元本の償還又は利息	償還、解約又は収益の分配金
第八十四条第二項	社債原簿	受益権原簿
第八十五条第一項	会社法第七百二十三条第一項	投資信託及び投資法人に関する

		法律第十七条第六項
	金額（振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額）	口数（振替機関分制限口数及び口座管理機関分制限口数の合計口数）
	社債権者集会	同条第一項の決議
第八十六条の二第一項	吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。）又は新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。）が吸収合併若しくは株式交換（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「吸収合併等」と総称する。）又は新設合併若しくは株式移転（第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。）	信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、受託者が信託の併合
	吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。）	信託の併合がその効力を生ずる日
第八十七条第一項	第六十九条第一項の	次の各号に掲げる
	同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。	当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない

		ない。 一 第六十九条第一項の通知 同項第七号に掲げる事項 二 第二百一十一条の三第一項前段の通知 同項第五号に掲げる事項
第二百五十五条第八項	会社法第九十二条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第十八条第一項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）

**（振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）**

**第二百一十一条の二** 特定の銘柄（前条において準用する第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条から第二百一十一条の四までにおいて同じ。）の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄
- 二 併合の場合にあつては、一から次のイの総発行口数の次の口の総発行口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）
  - イ 併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数
  - ロ 併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数
- 三 分割の場合にあつては、次のイの総口数の次の口の総発行口数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）
  - イ 分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数
  - ロ 分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数
- 四 併合又は分割の日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条から第二百二十一条の四までにおいて同じ。）を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第二百二十一条の四第三項において同じ。）又は質権欄（前条において準用する同号口に規定する質権欄をいう。第二百二十一条の四第三項において同じ。））。以下この条及び次条第四項において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知

二 分割の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第一号口若しくは第二号口又は第一号口若しくは第二号口の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあっては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

二 分割の場合にあっては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあっては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

#### （信託の併合により他の銘柄の振替投資信託受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第二百二十一条の三 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあっては、委託者。以下この条及び次条第一項において同じ。）が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第二百二十一条において準用する第六十九条及び第六十九条の二の規定は、適用しない。

一 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄

二 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄

三 次のイの総口数の口の総口数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ 第一号の振替投資信託受益権の総口数

ロ 前号の振替投資信託受益権の総口数

四 信託の併合がその効力を生ずる日

五 第一号の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものの総口数その他主務省令で定める事項

2 前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項前段又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、信託の併合がその効力を生ずる日において、次に掲

げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）を執らなければならない。

一 その備える振替口座簿中の第一項第二号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の同項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二 前号の対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三 直近上位機関に対する第一号の規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第三号又は第三号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数の第一項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における、当該顧客口座に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三 直近上位機関に対する前項第一号の規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同項第三号又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項前段又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては受託者）に対し、信託の併合がその効力を生ずる日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該信託の併合に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

**（信託の併合により振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）**

**第二百一十一條の四** 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、第二号の日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該振替投資信託受益権の銘柄
- 二 信託の併合がその効力を生ずる日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

**（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外）**

**第二百一十一條の五** その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託受益権については、投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において準用する信託法第八十六条第三号及び第四号、第八十九条、第九十四条、第九十五条第一項、第九十九条、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。

**第七節 貸付信託の受益権の振替**

**（貸付信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）**

**第二百二十二條** 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第七十一条第八項並びに第四節（第八十四条第二項を除く。）の規定を除く。）の規定を除く。）の規定を除く。）の、第一百零四条第二項及び第一百五十五条第八項の規定は、貸付信託受益権（貸付信託法第二条第二項に規定する受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六條	利息	収益の分配金
第六十六條第二号	発行の決定	信託約款（貸付信託法第三条第一項に規定する信託約款をいう。）
	当該決定に基づき発行する	当該
第六十七條	社債券	受益証券（貸付信託法第二条第二項に規定する受

条第一項		益証券をいう。以下同じ。)
第六十七条第二項及び第三項	社債券	受益証券
第六十九条第一項	を発行した日以後遅滞なく	について、信託が設定された場合には
第六十九条第一項第一号	発行	信託
第六十九条第一項第二号	振替社債の社債権者又は質権者である	信託の受益者となるべき
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額

第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十一条第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は
	償還をするのと	元本の償還をするのと
第七十三条	利息	収益の分配金
第七十八	償還済み	償還済み又は消却済み

条第一項		
第八十条及び第八十一条	この条及び第八十五条	この条
	利息の支払をする義務	収益の分配金の支払をする義務並びに買取りをする義務
第八十二条	又は利息の支払	若しくは収益の分配金の支払又は買取り
第八十四条第二項	社債原簿	受益権原簿（貸付信託法第八条第五項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。）
第二百五条第八項	会社法第九十二条第一項	貸付信託法第六条第四項

**（振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）**

**第二百二十二条の二** 特定の銘柄（前条において準用する第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。）の貸付信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替貸付信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替貸付信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の銘柄

二 併合の場合にあっては、一から次のイの発行総額の数の次の口の発行総額の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 併合後の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

ロ 併合前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

三 分割の場合にあっては、次のイの総額の数次の口の発行総額の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により受益者が受ける当該振替貸付信託受益権の総額の数

ロ 分割前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に減少比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした金額の数の通知

二 分割の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に増加比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした金額の数の通知

5 前項第一号口若しくは第二号口又は第一号口若しくは第二号口の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

- イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての減少の記載又は記録
- ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

- イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての増加の記載又は記録
- ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の金額の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替貸付信託受益権の金額の数の通知をしなければならない。

**（振替貸付信託受益権に関する貸付信託法の特例）**

**第二百二十三条** 信託会社等は、振替貸付信託受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、貸付信託法第七条第一項各号に掲げる事項のほか、当該振替貸付信託受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。

**（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権についての貸付信託法の適用除外）**

**第二百二十三条の二** その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権については、貸付信託法第八条第五項において準用する信託法第八十六条第三号及び第四号、第八十九条、第九十四条、第九十五条第一項、第九十九条、第二百条第一項並びに第二百一条第一項の規定は、適用しない。

**第八節 特定目的信託の受益権の振替**

**（特定目的信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）**

**第二百二十四条** 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第三項及び第四項、第八十六条第一項第二号及び

第三号並びに第八十六条の二から第八十六条の四までの規定を除く。）第百十四条第二項及び第百五十五条第八項の規定は、特定目的信託受益権（資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条	利息	利益
第六十六条第二号	発行の決定	特定目的信託契約（資産の流動化に関する法律第二百二十九条に規定する特定目的信託契約をいう。）
	当該決定に基づき発行する	当該
第六十七条第一項	社債券	受益証券（資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）
第六十七条第二項及び第三項	社債券	受益証券
第六十八条第三項第二号	商号	名称
第六十八条第三項第三号	金額	資産の流動化に関する法律第二百二十六条第一項第三号口に規定する元本持分（元本持分を有しない銘柄にあつては、同号口に規定する利益持分）の数（以下「持分の数」という。）
第六十八条第三項第四号及び第五号、第四項	金額	持分の数

第二号並びに第五項第二号		
第六十九条第一項	を発行した日以後遅滞なく	については、信託が設定された場合には
第六十九条第一項第一号	発行	信託
第六十九条第一項第二号	振替社債の社債権者又は質権者である	信託の権利者となるべき
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	持分の数
第六十九条第一項第七号	総額	持分の総数
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
	金額の増額	持分の数の増加
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	持分の数の増加
	第六号	第四号
第七十条第一項	減額若しくは増額	持分の数の減少若しくは増加
第七十条第二項	減額	持分の数の減少

第七十条第三項第一号	減額及び増額	持分の数の減少及び増加
	金額	持分の数
第七十条第三項第二号	減額	持分の数の減少
	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十条第三項第三号及び第四号	増額	持分の数の増加
第七十条第四項第一号	の金額	の持分の数
	振替金額	振替持分の数
	減額	減少
第七十条第四項第三号及び第四号	振替金額	振替持分の数
	増額	増加
第七十条第五項第一号	振替金額	振替持分の数
	減額	減少
第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項	振替金額	振替持分の数
	増額	増加

第七十一条 第一項及び 第二項	減額	持分の数の減少
第七十一条 第三項	減額	持分の数の減少
	金額	持分の数
第七十一条 第四項第一 号及び第五 項第一号	金額	持分の数
	減額	減少
第七十一条 第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は
	金額と同額	持分の数と同数の持分の数
第七十三条	利息	利益
	金額の増額	持分の数の増加
第七十四条	金額の増額	持分の数の増加
第七十七条	増額の記載又は記録を	持分の数の増加の記載又は記録を
	当該増額	当該増加
第七十八条 第一項	総額が	持分の総数が

	発行総額（償還済みの額	総発行持分の数（償還済みの持分の数
	合計額	合計数
	発行総額を	総発行持分の数を
	超過額	超過数
	控除した額	控除した持分の数
	金額	持分の数
第七十八条 第二項	金額	持分の数
	増額又は減額	持分の数の増加又は減少
第七十九条 第一項	合計額	合計数
	金額	持分の数
	超過額	超過数
	控除した額	控除した持分の数
	相当する額	相当する持分の数
第七十九条 第二項	金額	持分の数
	増額又は減額	持分の数の増加又は減少
第七十九条 第三項	超過額	超過数
	額の	持分の数の
第七十九条 第四項第二 号	金額	持分の数

第七十九条 第五項第一号	金額の減額	持分の数の減少
第七十九条 第五項第二号	金額の増額	持分の数の増加
第八十条第一項	金額	持分の数
	総額	持分の総数
	超過額	超過数
	係る額	係る持分の数
	控除した額	控除した持分の数
	乗じた額	乗じた持分の数
	振替機関分制限額	振替機関分制限持分の数
	元本の償還及び利息	償還及び利益の配当額
	口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限持分の数
	合計額	合計数
第八十条第二項第一号	振替機関分制限額	振替機関分制限持分の数
	元本の償還及び利息	償還及び利益の配当額
第八十一条第一項	金額	持分の数
	総額	持分の総数
	超過額	超過数
	係る額	係る持分の数

	控除した額	控除した持分の数
	乗じた額	乗じた持分の数
	口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限持分の数
	元本の償還及び利息	償還及び利益の配当額
第八十一条第二項第一号	合計額	合計数
	口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限持分の数
第八十二条	元本の償還及び利息	償還及び利益の配当額
	金額	持分の数
第八十二条	元本の償還又は利息	償還又は利益の配当額
	社債原簿	権利者名簿（資産の流動化に関する法律第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿をいう。）
第八十四条第二項	金額	持分の数
	元本の償還又は利息	償還又は利益の配当額
	社債原簿	権利者名簿（資産の流動化に関する法律第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿をいう。）
第八十五条第一項	会社法第七百二十三条第一項	資産の流動化に関する法律第二百四十四条第一項（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）
	金額（振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額）	持分の数（振替機関分制限持分の数及び口座管理機関分制限持分の数の合計数）
	社債権者集会	同法第二百四十条第一項に規定する権利者集会又は同法第二百五十一条第一項に規定する種類権利者集会（次条において「権利者集会等」という。）

第八十五条 第二項	会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項並びに担保付社債信託法第四十九条第一項	資産の流動化に関する法律第二百四十二条第五項（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七百十八条第一項の規定及び資産の流動化に関する法律第二百五十四条第一項
	振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額	振替機関分制限持分の数及び口座管理機関分制限持分の数
第八十六条 第一項	会社法第七百十八条第一項	資産の流動化に関する法律第二百四十二条第五項（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第一項
	社債権者集会の	権利者集会等の
	同条第三項	資産の流動化に関する法律第二百四十二条第五項（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第三項
	、社債権者集会	又は権利者集会等
	議決権の行使又は担保付社債信託法第四十九条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査	議決権の行使
第八十六条 第一項第一号	社債管理者が	特定信託管理者（資産の流動化に関する法律第二条第十八項に規定する特定信託管理者をいう。）が

	当該社債管理者	当該特定信託管理者
第八十六条 第一項第四号	前三号	第一号
第八十六条 第二項	社債権者集会	権利者集会等
第五十五条 第八項	会社法第九十二条第一項	資産の流動化に関する法律第二百七十一条第一項（同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）

**（振替特定目的信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）**

**第二百四十四条の二** 特定の銘柄（前条において準用する第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。以下この条において同じ。）の特定目的信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替特定目的信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替特定目的信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の銘柄
  - 二 併合の場合にあつては、一から次のイの総発行持分の数の次の口の総発行持分の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）
    - イ 併合後の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数
    - ロ 併合前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数
  - 三 分割の場合にあつては、次のイの持分の総数の次の口の総発行持分の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）
    - イ 分割により権利者が受ける当該振替特定目的信託受益権の持分の総数
    - ロ 分割前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数
  - 四 併合又は分割の日
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替特定目的信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に減少比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした持分の数の通知

二 分割の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に増加比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした持分の数の通知

5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあっては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

二 分割の場合にあっては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通

知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあっては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の持分の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替特定目的信託受益権の持分の数の通知をしなければならない。

**（振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）**

**第二百二十五条** 振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の規定の適用については、振替特定目的信託受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、同法第二百八十六条の規定の適用については、振替特定目的信託受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

**（振替特定目的信託受益権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）**

**第二百二十六条** 振替特定目的信託受益権については、資産の流動化に関する法律第二百三十九条第一項において準用する信託法第二百一条第一項の規定は、適用しない。

2 資産の流動化に関する法律第二百七十一条第五項（同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第三百条第四項の規定にかかわらず、振替特定目的信託受益権の受託信託会社等（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。）は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

**第九節 外債の振替**

**第二百二十七条** 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、外債（外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条	社債券	債券
第六十八条第三項第二号	商号	名称

第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十一条第七項	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する	外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者又は当該権利の担保に係る
	社債管理者等	管理者等
第七十一条第八項	社債管理者等	管理者等
第八十条第一項及び第八十一条第一項	この条及び第八十五条	この条

## 附 則 抄

### （施行期日等）

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

### （罰則の適用に関する経過措置）

**第七条** 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### （その他の経過措置の政令への委任）

**第八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### （検討）

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### （振替社債の特例）

**第十条** 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日（以下「受入終了日」という。）までに発行の決定がされた社債であって、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（以下附則第十八条までにおいて「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替社債（第六十六条に規定する振替社債をいう。附則第二十九条第一項を除き、以下同じ。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第六十六条各号、第六十九条、第六十九条の二第四項及び第五項、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項、第八十七条、第五章から第十二章まで並びに附則第一条から前条まで及び第十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条の二第一項第一号	について前条第一項の通知又は	について
第七十条第三項第二号	保有欄	第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄 (以下この章において「質権欄」という。)
第七十条の 第二第二項	に係る第六十 九条第一項の 通知又は	に係る
第七十八条 第一項	の発行総額（	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合 計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合におけ る当該記載又は記録に係る金額及び
	発行総額を	合計額を
第七十八条 第二項	発生、移転又 は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含 む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力 の消滅を含む。)
	により当該	により当該口座における当該
第七十九条 第二項第二 号	発生、移転又 は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含 む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力 の消滅を含む。)
第八十二条 第一項	振替社債	附則第十条に規定する特例社債
第八十五条 第一項	においては、	においては、附則第十条に規定する特例社債の
第二百九十 六条第二号	の規定により	及び附則第十六条第四項の規定により

**(特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録事項)**

**第十二条** 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 特例社債の銘柄（第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。附則第十四条及び  
第十七条において同じ。）及び金額
- 二 特例社債の社債券の番号
- 三 その他主務省令で定める事項

2 第六十八条第六項の規定は、振替受入簿について準用する。

**(特例社債に係る振替受入簿の閲覧等)**

**第十三条** 特例社債の社債権者及び発行者は、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 振替受入簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 振替受入簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報  
の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

**(特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録手続)**

**第十四条** 特例社債の社債権者は、その有する特例社債について、振替受入簿の記載又は記  
録を申請することができる。

2 前項の申請をする特例社債の社債権者（以下この条において「申請人」という。）は、  
当該特例社債の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例社債の  
社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を添えて、申請人の  
ためにその申出により開設された当該特例社債の振替を行うための口座を示さなければなら  
ない。ただし、当該特例社債が証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関  
係法律の整備等に関する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる  
同法第三条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号。次項において  
「旧社債等登録法」という。）第三条第一項の規定により登録されているもの（処分の制  
限に係る登録、質権（転質の場合を含む。）の設定の登録又は担保権の登録がされている  
ものを除く。以下「登録債」という。）である場合には、当該特例社債に係る次項の証明  
をもって、社債券の提出に代えることができる。

3 特例社債（登録債である場合に限る。）の社債権者は、当該特例社債について、登録機  
関（旧社債等登録法第二条に規定する登録機関をいう。以下この条において同じ。）に対  
し、次に掲げる事項の証明を請求することができる。この場合においては、当該特例社債  
の登録の抹消の請求と同時にしなければならない。

- 一 特例社債の銘柄及び金額
- 二 特例社債の社債券の番号
- 三 証明の請求をした者が特例社債の登録名義人であること。

4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係  
る特例社債について、振替受入簿に附則第十二条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は  
記録しなければならない。

5 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当  
該記載又は記録に係る特例社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該特例社債の発行者（登録債にあっては、発行者及び登録機関）に対する振替受入  
簿に記載し、又は記録した旨の通知
- 二 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当  
該口座の第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該  
特例社債の金額の増額の記載又は記録